平成２８年（フ）第５９号
福岡県直方市大字上境1311番地２
債務者　山本ひとみ（旧姓徳淵）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第１０５号
宮崎県延岡市野田町5273番地
債務者　田中　辰一
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１２０号
宮崎県延岡市北小路3847番地８　市営住宅８
債務者　藤崎めぐみ
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１８６号
福井県坂井市三国町米納津第22号２番地
債務者　**西**　　益雄
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
福井市菅谷１丁目２番12号　Ｕハイム菅谷Ａ棟103号室
債務者　大月　　長
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
福井県敦賀市和久野８号２番地　エクセレントマンションメユール403号
債務者　今井　一子（旧姓滝**花**）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第３８７号
千葉県柏市富里２丁目１番49―202号
債務者　石井　千晴
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４０７号
千葉県流山市大字西深井813番地の３　サンライズシンエイ６
債務者　佐藤　正樹
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４０８号
千葉県流山市大字西深井813番地の３　サンライズシンエイ６
債務者　佐藤真奈美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４２４号
千葉県柏市北柏３丁目17番地11　ジュネパレス柏第107―203号
債務者　間所　孝行
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４２６号
千葉県松戸市小金きよしケ丘２丁目20番地の２　サンオークみつわ101号
債務者　長井　哲哉
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４４６号
千葉県松戸市六高台１丁目２番地の６
債務者　川田　**吉**則
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４４９号
千葉県松戸市横須賀２丁目１番地の３　チェリーヒルズ新松戸101号
債務者　萩原さかえ（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４７５号
千葉県鎌ケ谷市北中沢２丁目８番19―４号（アフレンスＤ101）
債務者　後藤　芳人
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４１号
兵庫県佐用郡佐用町佐用3700番地１
債務者　福盛　誠二
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１０２６号
名古屋市北区大野町１丁目１番地の３　アーバンラフレ志賀４棟104号、従前の居所愛知県春日井市稲口町１丁目10番地１　ラヴィアーレＥ103号
債務者　河野　秀紀
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７２号
神戸市兵庫区新開地１丁目３番15―512号
債務者　茂木　順子（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部